

ディスポーザー排水処理システムの取扱い手引（事業者用）

1 はじめに

この手引は、川崎市の下水道処理区域内において、「川崎市ディスポーザーの取扱いに関する要綱（平成22年上下水道局要綱。以下「ディスポーザー要綱」という。）第2条第1号に規定するディスポーザー排水処理システム（以下「システム」という。）のうち、同条第2号に規定する生物処理タイプについて、第6条第6号に基づいて汚泥の引抜き等環境局に関する事項を定めるものとする。

2 事前協議

システムを設置しようとする者は、ディスポーザー要綱に基づく排水設備等の計画確認申請前に、「公共下水道への接続に関する事前協議議事録」（以下「議事録」という。）の副本に次の図書を添付して環境局生活環境部収集計画課（以下「収集計画課」という。）に提出し、協議を行わなければならない。なお、収集計画課での事前協議は、上下水道局下水道部管路課で事前協議した後とする。

(1) 図書（添付書類及び図面）

ア 案内図及び付近見取図

イ 配置図[ディスポーザー排水処理槽（以下「処理槽」という。）の位置を建築平面図及び断面図に示したもの（給排水配管系統図を含む）]

ウ 処理槽の構造（各槽の容量が明記してあるもの）・メーカー・型番（処理槽の設計人口が分かるもの）及び性能を示す図書

エ 認定書¹⁾（写）又は適合評価書（写）²⁾

注：¹⁾ 建築基準法第38条に基づき平成10年から始めた旧建設大臣認定を受けたディスポーザー排水システムの認定書（この大臣認定制度は平成12年6月1日に施行された改正建築基準法では廃止された。）

²⁾ (社) 日本下水道協会が平成13年に作成した「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準（案）」又は平成16年に改訂された「同性能基準（案）」に基づき、評価機関による適合評価を受けたものの適合評価書

(2) 車両進入路の確保

処理槽から発生する汚泥を引き抜くための車両が処理槽に横付けできるよう車両の進入路として、幅3m、高さ2.8m（中型車）を確保すること。なお、進入路が確保できない場合には、車両の停車位置から処理槽の底部までの水平方向の距離を30m以内、かつ垂直方向の距離を6m以内とすること。

(3) 処理槽の設置場所等

ア 処理槽の設置場所は、原則として、保守点検及び汚泥の引抜きに支障のない場所とし、十分な広さを確保すること。また、汚泥の引抜き等に必要な水栓等を処理槽の近くに設けること。

イ やむを得ず、処理槽を地下室等に設置する場合には、次のとおりとすること。

(ア) マンホール上は、有効高さを1.8m以上にするとともに、保守点検及び汚泥の引抜きに支障のない十分な広さを確保すること。

(イ) 室内には、十分な照明設備を設けること。

- (ウ) 投光器等を使用するための100Vコンセントを処理槽付近に設けること。設置場所は、二重スラブ外でも可とする。
- (エ) 地下室等に降りるための階段を設けること。階段が設けられない場合は、梯子をサル梯子にする等転落防止対策を講ずること。
- (オ) 十分な換気ができる換気設備を設けること。基準については、酸素欠乏症等防止規則に準ずること。

3 変更の届出

- (1) 事前協議終了後、次の事項に変更があるときは、変更部分にかかる図書を収集計画課に提出し、必要に応じて事前協議を行わなければならない。
 - ア 処理槽の設置場所
 - イ 処理槽のメーカー、型番及び容量
 - ウ その他汚泥の引抜き作業に影響を及ぼす恐れのある事項
- (2) 事前協議終了後、処理槽の設置を中止した場合は、その旨を収集計画課に届け出ること。

4 設置後の確認

川崎市下水道条例に基づく工事完了の届出により、上下水道局で実施する検査に合格した後、環境局で処理槽の設置場所及び処理槽に付帯する設備等の確認をする場合には、管理者に立会いをお願いする。

5 汚泥の引抜き

処理槽から発生する汚泥の引抜きは、市が行う。汚泥の引抜きは、処理槽の設置された区を担当する、次の環境局生活環境事業所に申し込むこと。汚泥の引抜き時には、維持管理業者に立会いをお願いする。

生活環境事業所	処理槽設置区
南部生活環境事業所 電話 (044)266-5747	川崎区、幸区
宮前生活環境事業所 電話 (044)866-9131	中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区

6 その他

- (1) 建物を取り壊す等により処理槽の使用を廃止したときは、その旨を担当の生活環境事業所に届け出ること。
- (2) その他必要と思われることは、システムの使用開始前については収集計画課と、使用開始後については担当の生活環境事業所と協議すること。

附則

(施行期日)

この手引は、平成19年11月29日から施行する。

(施行期日)

この手引は、平成22年4月1日から施行する。